

令和3年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年 3月3日
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和3年 3月3日(水) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 7番 池田 賢治 議員 9番 前田 芳樹 議員

1. 出席議員

| | | | | | |
|----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 大江 寿 | 6番 | 西尾 幸太郎 | 12番 | 高宮 陽一 |
| 2番 | 村上 謙武 | 7番 | 池田 賢治 | 13番 | 米澤 壽重 |
| 3番 | 菊地 政文 | 9番 | 前田 芳樹 | 14番 | 遠藤 義光 |
| 4番 | 石橋 雄一 | 10番 | 平田 文夫 | 15番 | 池田 信博 |
| 5番 | 村上 三三郎 | 11番 | 石田 茂春 | 16番 | 福田 晃 |

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|----------|-------|
| 町 長 | 池田 高世偉 | 地域振興課長 | 宇野 慎一 |
| 副町長 | 大庭 孝久 | 上下水道課長 | 村上 和久 |
| 教育長 | 野津 浩一 | 建設課長 | 田中文男 |
| 代表監査委員 | 嶽野 正弘 | 施設管理課長 | 大西洋 二 |
| 総務課長 | 佐々木 千明 | 危機管理室長 | 齋藤 和幸 |
| 会計管理者 | 藤川 芳人 | 水産振興室長 | 砂本 進 |
| 財政課長 | 石田 寛弥 | 都市計画推進室長 | 石田 傑 |
| 税務課長 | 濱田 勉 | 総務学校教育課長 | 吉田 隆 |
| 町民課長 | 井崎 理恵子 | 社会教育課長 | 野津 千秋 |
| 福祉課長 | 中林 眞 | 布施支所長 | 竹本 久 |
| 保健課長 | 井上 朋張 | 五箇支所長 | 灘 進 |
| 環境課長 | 原 秀人 | 都万支所長 | 高梨 勇光 |
| 商工観光課長 | 鳥井 登 | 中出張所長 | 村上 克樹 |
| 農林水産課長 | 河北 尚夫 | 中央公民館長 | 金坂 賢一 |

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山 根 淳 事務局長補佐 山 本 幸 子

1. 町長提出議案の題目

- 議 第 4 号 令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第10号）
- 議 第 5 号 令和2年度度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 議 第 6 号 令和2年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議 第 7 号 隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例
- 議 第 8 号 隠岐の島町地域自立支援協議会条例の一部を改正する条例
- 議 第 9 号 隠岐の島町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例
- 議 第 10 号 隠岐の島町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例
- 議 第 11 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議 第 12 号 隠岐の島町漁港設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 13 号 隠岐ポートプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 14 号 隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 15 号 隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 16 号 隠岐の島町国民保養センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 17 号 隠岐の島町佐々木家住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 18 号 隠岐の島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 議 第 19 号 隠岐の島町大久交流センター設置及び管理条例
- 議 第 20 号 隠岐の島町文化財保護基金条例を廃止する条例
- 議 第 21 号 隠岐の島町地域福祉基金条例を廃止する条例
- 議 第 22 号 隠岐の島町へき地診療事業基金条例を廃止する条例
- 議 第 23 号 隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議 第 24 号 辺地に係る総合整備計画の一部変更について
- 議 第 25 号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議 第 26 号 工事請負変更契約の締結について〔島後清掃センターごみ受入設備建築工事〕
- 議 第 27 号 工事請負変更契約の締結について〔林道南谷線大山橋橋梁2期工事〕
- 議 第 28 号 工事請負変更契約の締結について〔あいらんどパークホテル屋根・外壁他改修工事〕

- 議 第 29 号 令和 3 年度隠岐の島町一般会計予算
- 議 第 30 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 議 第 31 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計予算
- 議 第 32 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計予算
- 議 第 33 号 令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計予算
- 議 第 34 号 令和 3 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算
- 議 第 35 号 令和 3 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算
- 議 第 36 号 令和 3 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算
- 議 第 37 号 令和 3 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 38 号 令和 3 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算
- 議 第 39 号 令和 3 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算
- 議 第 40 号 令和 3 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 議 第 41 号 令和 3 年度隠岐の島町上水道事業会計予算
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議事の経過

○議長（米澤壽重）

ただ今から、令和 3 年第 1 回隠岐の島町議会定例会を開会いたします。

（開議宣告 9 時 30 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 7 番：池田 賢治 議員、
9 番：前田 芳樹 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 の 決 定

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの14日間と決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る令和2年第4回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

2月16日に、令和2年度島根県町村議会議長会定期総会が、松江市の「タウンプラザしまね」で開催され出席いたしました。

主なる内容は、令和2年度補正予算、令和3年度事業計画案及び予算案などについて審議され、全会一致で「可決」いたしました。

要望決議については、「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望」及び「竹島の領土権確立等に関する要望」の2件が提案され、全会一致で「決議」されました。

また、県内各地域より要望事項が提出され、隠岐地域からは、「隠岐島の交通体制の強化と整備促進について」、「離島医療・介護体制の充実強化について」、「日韓暫定水域における漁業秩序の確立について」の3件の要望事項を、決議事項と併せて島根県知事へ提出いたしました。

なお、今総会において、自治功労者として「島根県町村議会議長会長表彰」を不肖 米澤が受賞いたしましたのでご報告させていただきます。

22日には、第16回「竹島の日」記念式典が、松江市の県民会館で開催され、隠岐期成同盟会の皆さんと、本町議会から竹島対策特別委員会委員長と共に参加いたしました。

主催者、来賓の方々のご挨拶に続いて、この一年間、竹島に関する調査・研究等の功績者に対する感謝状については、今回、島内外6名の方々に贈られました。ご協力に対し深く感謝申し上げます。

続いて、竹島の領有権の早期確立を求める特別決議では、韓国に対する日本政府の毅然とした姿勢による外交交渉と、それを後押しする力強い国民世論が必要であると、政府に対し、国内はもとより国際社会に対する積極的な啓発活動や国際司法裁判所への提訴、学校教

育での取り組みの強化等々、7項目の実現について強く要望する決議をいたしました。

また、式典の最後には、「竹島を心に刻む」と題して佐々木副座長から、下條座長からは「竹島問題の克服」と題しての講演がありました。竹島を自国領と主張する矛盾した韓国の論理には、憤りさえ感じたところでもあります。

今年度はコロナ禍での開催であり、内容も参加者も大きく縮小しての開催となり残念な思いでありました。コロナウイルス感染症が、一刻も早い収束を迎えることを強く望むところでもあります。

最後に、議員の派遣について、前回の定例会に諮ることのできなかつた派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

続いて、去る第4回定例会において議決されました、議員提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧ください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田高世偉）

「皆さんおはようございます。」

令和3年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春まだ浅い今日このごろでございますが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、先ずもってお慶び申し上げます。

本日は、令和3年第1回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、ご多忙にも関わりませぬご出席を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症であります。年が明けてから、都市圏を中心に再度の「緊急事態宣言」が発令され、現在、新規感染者や重病者の推移は減少傾向にあるものの、依然、先の見通せない状況が続いているところでございます。

また、島根県におきましても、断続的に感染者が報告されております。

幸いにも我が町におきましては、町民の皆様のご協力により、現在にあっても、感染者は発生しておりません。

こうした中で、いよいよ新型コロナウイルス対策の決め手となるワクチンの接種がスタートします。

町といたしましては、町民の皆様が、安全かつ確実にワクチンの接種ができるよう、全力を尽くしてまいり所存でございますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

さて、本議会は令和3年度一般会計及び特別会計の当初予算、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の制定及び一部改正、並びに工事請負変更契約の締結など、41件の諸議案を提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、12月に開催をいたしました「令和2年第4回隠岐の島町議会定例会」以降の主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、「消防出初式」につきまして、ご報告いたします。

新春恒例の「消防出初式」を1月6日に、消防団員等関係者約80名の参加により、開催いたしました。

コロナウイルス感染拡大防止のため、訓練礼式及び、旧庁舎前での一斉放水を中止し、式典においても規模を縮小するなど、例年とは大きく異なる開催となりました。

昨年は25名の新規入団がありましたが、全国的に消防団員の減少が課題となっており、本町においても団員は減少傾向にあります。今後、消防団関係者と十分に連携を図りながら地域防災体制の充実強化・維持に向けた組織の在り方など検討してまいります。

次に、竹島に関する要望活動及び「竹島の日」記念式典参加につきまして、ご報告いたします。

竹島領土権確立隠岐期成同盟会として、内閣府を始めとする関係機関、島根県選出の国会議員の皆様や関係する国会議員の皆様に対し行っております要望活動についてであります。コロナウイルス感染拡大のため、本年度におきましては、「要望書」を郵送することで活動に代えたいと考えております。

要望書の内容は、「内閣府内への竹島を所管する組織の早期設置」、「隠岐の島町に国直轄による竹島問題の普及啓発施設『竹島漁撈歴史記念館（仮称）』の設置」、「暫定水域における漁業秩序の早期確立」、「国境離島における海上警備体制の更なる強化」及び、「学校教育における竹島に関する学習の強化」の5項目を重点に要望する予定としております。

また、2月22日には、松江市の島根県民会館において、「竹島の日」記念式典が開催され、

私も期成同盟会の関係者とともに出席し、この式典が私共の悲願達成への道づくりの証であるとともに、先人たちが必死の思いで伝え残した「竹島問題解決へのともし火」について、島根県から全国へ広げる力添えをお願いしたところでございます。

コロナウイルス感染拡大防止のため、例年の半分の出席者で開催され、幾分寂しい感じもいたしました。しかしながら、中止ではなく開催されたことに対し、島根県、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げたいと思います。

次に、知事と町村長との「意見交換会」について、ご報告申し上げます。

2月26日に松江市市町村振興センターにおいて、知事と県内町村長との「意見交換会」が行われ、出席をいたしました。

会議では、新型コロナウイルスワクチン接種及び感染症対策について、県内町村長よりそれぞれ現状と課題を説明申し上げ、県幹部同席のもと丸山知事と意見交換をいたしました。閉会にあたり、住民の方々への接種計画を策定する上で必要となる、ワクチンの入荷状況が見通せない現状を踏まえ、早期に具体的なワクチンの納入時期を示すよう、知事より国に対して要望することが確認されたところであります。

最後に、郵便局との「包括連携協定の締結」について、ご報告申し上げます。

3月2日に役場庁舎内におきまして、隠岐の島町内の郵便局と包括連携に関する協定を締結いたしました。

本協定は、それぞれが有する人的・物的資源を有効活用して、地域の諸課題や地域創生に積極的に取り組み、活力ある地域社会を実現することを目的とし5項目の分野について協定を締結するものであります。

本協定の締結によりまして、町民の皆様にとって身近な存在である郵便局と災害時における相互協力、ごみの不法投棄などの情報提供、子どもの安全、高齢者の見守りなど、幅広い分野で連携していくことで、安心・安全に暮らせるまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、12月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

○議長（米澤壽重）

以上で、「行政報告」終わります。

日 程 第 5. 町 長 の 施 政 方 針

「町長の施政方針」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

令和3年第1回隠岐の島町議会定例会の開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、新年度に臨む私の町政運営の基本的な考え方について申し上げ、議員各位はもとより、町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年秋に第99代内閣総理大臣に就任した菅義偉首相は、その所信表明演説において新型コロナウイルス対策と経済の両立を最優先としながら、デジタル化をはじめとする大胆な規制改革、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするグリーン社会などを実現すると表明されました。

また、新型コロナウイルスとの闘いの中で、地方の良さが見直されている状況を踏まえ、地方への人の流れをつくり、地方の所得を増やし、地方を活性化し、それによって日本経済を浮上させると力強く述べられております。

今回のコロナ禍を通して、全ての国民が、都市圏への人口集中がもたらす社会の脆弱性や危険度の大きさを思い知らされました。

本町といたしましても、このような新型コロナウイルスによる社会全体の変化を前向きにとらえ、本町への人の流れを創出するために、人を惹きつける、魅力あるまちづくりに取り組んでいくことを考えていかなければなりません。

こうした中、本町では、昨年6月策定した、今後10年間における“まちづくり”の羅針盤となる「第2次隠岐の島町総合振興計画」において、町の将来のあるべき姿を描き、その実現に向けて施策や方向性を示したところであります。

本計画の実質的な着手時期となる新年度は、刻々と変化する社会経済情勢を的確に把握しながら、本計画に掲げる各種事業の着実な実施を図り、さらなる町政の発展に結び付けていかなければならない重要な一年となります。

まず取り組まなければならないのが、新型コロナウイルス対策の決め手として期待されるワクチンの接種について、医療機関との連携のもと、希望される町民の皆様に対し、安全かつ確実にワクチンの接種が行われるよう万全の体制で対応してまいります。

そのうえで、新型コロナウイルスに対する島内経済への継続支援、並びに、昨年8月豪雨災害の早期復旧を最優先としながら、子育て支援の充実をはじめとした一連の人口減少対策に積極果敢に取り組み、これらを基盤として、町民の方々が生き生きと活躍し、暮らしてい

ける“まちづくり”にまい進していく所存でございます。

また、二期目を迎えた現在、私が就任以来、目標に掲げてまいりました、「生まれて良かった」、「住んで良かった」、「訪れて良かった」の3つの「良かったが響くまち」を、多くの町民の皆様実感していただくために、今まで以上に様々な方々から意見をお聴きし、それらを施策に活かしていくことを常に心がけ、職員と一丸となり全力で取り組んでまいります。

それでは、3つの「良かったが響くまち」に向けての新年度の町政運営につきまして、昨年策定いたしました「総合振興計画」における施策の体系ごとに、それぞれ重点的な取り組みをご説明申し上げます。

第一点目は「生まれて良かった」（子どもの声が弾むまち）についてでございます。

はじめに、「子育てしやすい環境づくり」についてであります。

安心・安全な妊娠出産への支援、健やかな発育・発達支援、多様なニーズに対応した保育事業など、子育てを各ステージで応援する総合的なサポート対策を展開してまいります。

子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦・乳幼児期等の状況を継続的、また、包括的に把握し、切れ目のない支援を一体的に行うことにより、安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備してまいります。新年度より新たに、妊娠中の方や子育ての中で不安や悩みを抱えている方に対し相談支援を行う、「産後ケア事業」に取り組んでまいります。

子育て世帯の経済的負担の軽減につきましては、保育料、給食費の町独自の軽減策や中学校卒業までの医療費の無料化など、引き続き力を注いでまいります。

また、放課後における子どもたちの受け入れ態勢の拡充をはじめ、子育てグループへの支援など、地域全体で子どもたちを見守り、育てる環境づくりに取り組んでまいります。新年度は、放課後児童クラブの待機児童解消及び新型コロナウイルス感染症に対応する専用スペースの確保などのため、子育て支援の拠点となる「子育てビジター交流センター整備事業」に着手いたします。

町の未来を担う子どもたちが、地域の中で伸び伸びと成長し、「隠岐の島に生まれて良かった」そう思っただけの町、また、誰もが安心して子育てができる町を目指してまいります。

次に、「魅力ある教育環境づくり」についてであります。

グローバル化、情報通信技術の進展やAIなどの技術革新、また、急激な少子高齢化、さらには新型コロナウイルス感染症の世界的流行など、社会の急激な変化への対応が常に私たち

に求められております。今後、さらなる激しい変化が予想されることから、このような社会を生き抜く力、いわゆる『生きる力』を育むことの重要性を感じております。

本町では、隠岐で育つ子どもたち一人ひとりの学力の向上を通して『生きる力』の育成を図り、さらに本町の豊かな地域資源を生かし、ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもたちを育てる「ふるさと教育」を推進してまいります。

その実現のためには、学校・家庭・地域・行政が連携・協働した教育活動が不可欠であり、引き続きその体制の構築に努めてまいります。

また、学びを支える基盤となる ICT 教育環境の整備をはじめ、全ての子どもたちが伸び伸びと学ぶことのできる、安心・安全で魅力ある教育環境の整備や、町民の皆様が、各種学習活動、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域の教育環境づくりに努めてまいります。

次に、「文化の伝承」についてであります。

本町には、自然、風土が育んだ独自の歴史を今に伝える貴重な文化財が数多く残されております。これらを適切に保護し、後世に継承していくために、指定文化財の維持管理に対する支援や、牛突きなどの伝統文化の継承者への支援を引き続き実施してまいります。

また、地域資源としての活用を図るため、指定文化財の説明看板の設置・改修を実施するとともに、文化財への理解、保護意識の向上を図るための学習活動にも取り組んでまいります。

新年度では、国指定重要文化財佐々木家住宅の保存修理事業の実施、国府尾城及び隠岐国分寺境内の保存活用のための検討を進めてまいります。

第二点目は「住んで良かった」（町民誰もが活躍するまち）についてでございます。

はじめに、「誰もが活躍できるまちづくり」についてであります。

活気ある地域づくりの実現を目指し、様々な地域課題の解決に、自ら向かう人づくりに取り組んでまいります。取り組みにあたっては、社会教育の拠点である公民館を中心に、社会教育関係団体や個人をつなぎ、町民の皆様が共に学び、共に活動する相互学習の機会を拡充します。また、新年度は、隠岐島文化会館大ホールの LED 化など、社会教育環境の整備に取り組んでまいります。

生涯スポーツの推進につきましては、誰もがいつでも気軽にスポーツに親しむことができるよう、「隠岐の島町スポーツ推進計画」に基づき、体育協会や競技団体への支援、スポーツに触れる機会を増やす取り組みを実施してまいります。また、屋内温水プールの機器更新を

はじめ、体育施設の維持管理によりスポーツ環境の整備にも取り組んでまいります。

人権を取り巻く状況につきましては、コロナ禍による、差別や誹謗中傷などの人権侵害が社会問題となっております。人権が尊重される地域社会の実現を目指し、研修会による人権教育、講演会や広報誌などによる啓発活動に引き続き取り組んでまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、男女が互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現を目指し、「第4次隠岐の島町男女共同参画計画」の策定に取り組んでまいります。

次に、「医療体制の確保」についてであります。

医療体制につきましては、隠岐圏広域医療を担う隠岐病院と開業医・診療所・訪問看護などの在宅医療との連携を図り、医療・介護・生活支援の連携を推進し、患者及び家族の方々に寄り添った、切れ目のないサービスの提供に努めてまいります。

また、高度・専門的な医療サービスを提供する本土医療機関へ、速やかに搬送する体制の充実に引き続き取り組んでまいります。

医師招へいにつきましては、島根県及び隠岐広域連合と連携を図りながら医師の情報収集に努め、地域医療の維持・充実に努めてまいります。

医療従事者の確保につきましては、関係大学などの地域推薦入学制度の活用や、関係機関との連携により、地域医療を目指す看護師などの育成支援を行うとともに、医療系学校の卒業生への働きかけのほか、医療従事者を目指す高校生への積極的な情報発信を図り、人材確保に取り組んでまいります。

診療所につきましては、地域から信頼される「かかりつけ医」としての役割を担いながら、隠岐病院と、より一層の連携・協力を図り、円滑な運営を行ってまいります。

本年4月からは、不在となっております五箇診療所に常勤の医師が赴任することとなっております。

また、中村診療所の整備につきましては、中出張所との複合施設として検討しており、地域との調整が整い次第、整備に向け取り組んでまいります。

隠岐病院と町立診療所及び訪問看護ステーションの一元化につきましては、昨年「医療連携体制検討委員会」より提出のありました、「隠岐病院と町立診療所の医療連携体制に係る報告書」をベースとして、限られた医療資源の中で、効率的かつ持続的に医療連携が推進できる体制に向け検討してまいります。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、国が示す方針を踏まえ、町民の皆様

の生命と健康を守り、医療への負荷の軽減を図るため、県、町内医療機関との連携のもと、希望される皆様が、安心かつ速やかに接種できるよう全力を尽くしてまいります。

次に、「町民の健康増進」についてであります。

ライフステージに沿った保健事業の展開と、地域に根差した保健活動により、町民の皆様の健康づくりを支援するとともに、各種健康診断や検診、保健指導などの充実を図り、病気の早期発見・治療につなげることで、健康寿命の延伸に努めます。特に、本町の課題となっています「がん対策・生活習慣病対策」に重点的に取り組んでまいります。

また、高齢期においても、住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、介護予防を推進するとともに、介護・医療連携体制の強化、高齢世帯の見守りネットワークの整備など、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

高齢者の皆様の豊かな知識や能力を活かし、地域社会の担い手となって活躍いただく場があります「町シルバー人材センター」につきましては、「島根県シルバー人材センター隠岐分室」との連携により、派遣事業を含めた職の開拓に努め、町民の皆様から必要とされ、愛される組織となりますよう、取り組んでまいります。

国民健康保険につきましては、効果的な保健事業、保険税の収納率向上などに取り組み、安心して医療を受けられるよう、島根県と連携を図りながら、さらなる安定運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、高齢化が進む中、高齢者が安心して医療を受けられるよう、島根県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、健全な制度運営に努めてまいります。

次に、「福祉環境の充実」についてであります。

医療機関、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、民生児童委員などの関係機関や、地域の皆様とのネットワークを強化し、子どもから高齢者、障がいのある方まで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な地域福祉の充実を図り、地域で支え合う町を目指します。

喫緊の課題となっております福祉職場の人材確保対策につきましては、町独自の福祉職場処遇改善事業や、新規就労者に対する支援助成金制度などを有効に活用し、関係機関、事業所などと連携しながら、重点的に取り組んでまいります。

障がいのある方への支援につきましては、ノーマライゼーションの理念のもと、主体性が尊重され、住み慣れた環境や家庭において、自立した日常生活や社会参加ができるよう、相

談支援体制の強化や就労支援の充実など、利用者の状況に応じたサービスを総合的に実施してまいります。

生活困窮者への支援につきましては、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、関係機関と連携し、就労など自立に向けた支援を行ってまいります。また、経済的困窮を理由として、生活保護に至ることを防止するため、生活困窮者自立相談支援事業の取り組みをさらに拡充し、個々の困窮の原因に応じた相談支援を行ってまいります。

次に、「日常生活の安全確保」についてであります。

新年度では、本町の防災の基本であります「隠岐の島町地域防災計画」の見直しを行い、災害に強いまちづくりを目指します。また、昨年8月に発生しました豪雨災害の復旧に全力で取り組みますとともに、津波などの災害に備えた緊急避難道路及び緊急車両の進入困難箇所の解消に向けた整備を実施してまいります。

島根県が指定いたします土砂災害特別警戒区域内の住宅につきましては、住宅補強などの支援制度を整備し、町民の皆様の不安を解消することにより、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

町民の皆様にとって身近な組織である消防団につきましては、消防設備の充実を図り、魅力ある消防団として、体制の強化を図ってまいります。また、町民の皆様の災害に対する意識高揚を図るため、自主防災組織結成に向けた活動の支援を行い、組織率を高めてまいります。

近年、子どもや高齢者の方々が、犯罪や交通事故に巻き込まれることが増えており、その対策として、関係機関との連携を強化し、被害の未然防止のための情報提供や、啓発活動を進めてまいります。また、交通事故を防ぐため、カーブミラーや防犯灯などの充実を図ってまいります。

次に、「快適な住環境の整備」についてであります。

上下水道事業につきましては、本格的に中村地区の下水道整備に着手し、普及率の向上に努めるとともに、老朽化する施設の改修・更新を計画的に行うなど、健全な経営に努めてまいります。

増え続ける空家対策につきましては、危険空家の除却に対する助成事業を行い、空家の適正管理を促しながら、空家バンク制度により、活用できる空家の有効利用を積極的に図ってまいります。また、公営住宅につきましては、住宅の改修に継続して取り組み、快適な住宅

の供給に取り組んでまいります。

町民の皆様の憩いの場となる公園につきましては、子育て世代のふれあいの場とした寺の前公園の整備に続き、新年度から健康づくりの拠点として、総合運動公園の再編事業に取り組んでまいります。その他の公園につきましては、地域の特色に応じて安心して利用できるよう、適正な維持管理に努めてまいります。

都市計画につきましては、人口減少と拡散する都市化の現状を踏まえ、将来にわたり持続可能で住みやすい町となるための、「立地適正化計画」の策定を進めてまいりました。新年度には、計画の決定に向けて引き続き取り組んでまいります。また、既成市街地や豊かな自然環境との調和を図りながら、健全な都市の発達と、良好な都市環境づくりに向けた土地利用を推進してまいります。

次に、「地域コミュニティの育成」についてであります。

自治会をはじめとする地域コミュニティは、防犯活動、地域文化の継承など、地域住民が助け合って生活を営む上での基盤となる組織であります。引き続き「集落地域活性化補助金」及び「まちづくり事業補助金」により、地域の自主的な取り組みに対し、支援を行ってまいります。また、地域コミュニティ活動の拠点となる集会所などにつきましては、「コミュニティ施設等整備補助金」により、施設の適正な維持管理に支援を行ってまいります。

各支所及び出張所管内におきましては、新たに「地域活性化事業費」を確保し、地域の独自性を発揮した、活力ある地域づくりに取り組んでまいります。また、各支所には地域おこし協力隊を配置し、地域を元気にする様々な活動にも取り組んでまいります。

次に、「島内交通環境の整備」についてであります。

道路インフラにつきましては、町民の皆様の安全・安心を基本とし、計画的な整備に取り組んでまいります。また、道路構造物の適切な維持管理により、スムーズな島内移動の環境を整えてまいります。

国道及び県道の整備につきましても、早期完成を目指し、積極的に要望活動に取り組んでまいります。

西郷 145 号線愛の橋架け替え事業につきましては、令和 4 年度の詳細設計着手を目指し、新年度において、地元及び船舶所有者との協議を進めてまいります。

生活バス路線などの島内公共交通につきましては、人口減少やマイカーの普及を背景に、利用者の減少が続いております。しかしながら、高齢者をはじめとする交通弱者の方々にとって、公共交通サービスを維持していくことは、暮らしやすいまちづくりを実現する上で、

不可欠な事業であります。

新年度では、役場本庁舎移転に伴う、バス路線の再編計画策定に取り組んでまいります。再編にあたっては、航路との接続、高校生や観光客の利用なども念頭に置き、検討を進めてまいります。

次に、「UI ターン対策と関係人口の創出」についてであります。

コロナ禍により、東京一極集中の分散化、サテライト事務所の設置、家庭での勤務体制の構築など、企業の事業推進に大きな変化が生じています。さらには、都会から恵まれた自然環境や、独特の文化を備えている地方へ目が向く、大きな変革も起きています。

このような状況を前向きに捉え、引き続き、定住相談員を配置し、移住・定住に関する情報発信と相談体制の強化に取り組んでまいります。また、「UIターン支援制度」はもとより、「雇用」、「住まい」、「起業支援」、「子育て支援」などの幅広い情報を発信することで、さらなるUIターンの促進に取り組んでまいります。あわせて、新年度では、UIターン者の住居確保対策として、八田集合住宅整備及びUIターン者の自宅改修支援に取り組んでまいります。

島外の方々に対しましては、本町への多様な「関わり方」を提示することで、関係人口の創出を図ってまいります。新年度では、民間企業との連携による関係人口の創出に加え、「移住定住・起業支援」の総合相談体制の構築に取り組んでまいります。

次に、「既存産業の活性化と承継」についてであります。

本町の基幹的産業である農林水産業につきましては、生産者及び関係機関との連携を密にし、AI・IOTなどの先端技術を活用した省力化の動向に注視し、持続可能な農林水産業への転換を推進するなど、品質と生産性の向上を図ってまいります。

農業では、米価が長期間にわたり低迷している状況を踏まえ、主食用米から水田園芸高収益作物への転換を推進し、島根県やJAしまね、担い手農家との連携により、推奨作物の調査・研究を行ってまいります。

担い手対策といたしましては、認定農業者を中心とする担い手農家の育成確保を図り、経営規模の拡大・改善に対する支援や、リースハウス制度による施設整備資金の負担軽減を図るなどの就農支援を行い、担い手の人材確保に努めてまいります。

畜産業では、計画的に公共牧野の新規造成や既存牧野の再整備を進め、放牧を中心とした和牛繁殖経営の低コスト化、新たな若手就農者や企業参入を促す取り組みを引き続き推進し、繁殖雌牛の増頭と生産基盤の強化を図ってまいります。

林業では、高性能機械の導入や森林経営計画に基づき、木材生産体制の基盤強化を図り、製材品も含めた島内産木材の本土への出荷拡大に取り組んでまいります。また、林業の担い手育成の取り組みとして、新年度より、林業事業者から農林大学校へ就学される方への支援を行ってまいります。

水産業では、種苗放流事業などによる磯根資源の確保や、安心・安全な漁港施設の整備など、漁業者の方々が安心して操業できる環境づくりを進めてまいります。また、鮮魚及び廃船・廃漁網の海上輸送費用を支援し、漁業者の経営の安定化を図ってまいります。

商工業における事業承継への支援、店舗改修や起業、創業への支援策などにつきましては、有人国境離島施策などの積極的な活用はもとより、商工会や金融機関との連携により、地域経済を支える事業者の方々を支援してまいります。

特に、喫緊の課題となっております、新型コロナウイルス感染症対策や事業継続、雇用維持に関する支援につきましては、町内情勢を常に把握し手遅れにならないよう、適宜必要に応じて対策を講じてまいります。

また、地場産業における人手不足対策として「特定地域づくり事業協同組合」を設立し、若年者やUI ターン者の町内就業を促し、産業人材の担い手確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、「島内流通の活性化」についてであります。

課題となっております、隠岐の島町における鮮魚などの流通システムの構築についてであります。本町といたしましても、島根県やJFしまね、漁業、観光、商工など、関係機関との情報共有・連携強化に努め、町民の皆様や観光客の方々に対し、広く安定的に隠岐島産の海産物が提供できるよう、引き続き積極的に関わってまいります。

商工業の振興につきましては、「隠岐の島町中小企業・小規模企業振興計画」に基づき、商工会をはじめとした関係者との連携強化を図り、町内の消費喚起を促すことによって、地元での購買率を高める取り組みを推進してまいります。

次に、「資源が循環する島づくり」についてであります。

持続可能な循環型社会の実現に向け、ごみの減量化・再資源化は喫緊の課題であります。「隠岐の島町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の進捗状況と課題を整理し、関係機関と連携しながら、ごみの減量化に向けた啓発活動の実施や、資源の再利用を推進する仕組みづくりを行ってまいります。

一般廃棄物処理施設整備につきましては、本年7月より島後清掃センター基幹的設備改良

工事が本格化します。町民の皆様に必要な不可欠な施設であり、適正かつ安定的にごみ処理が実施できるよう、遅延なく着実に実施してまいります。

また、隠岐圏域における FRP 廃船処理及び下水道汚泥処理など、産業廃棄物処理の課題も浮き彫りとなっています。町民の皆様の生活への影響などに視点を置いて、産業廃棄物処理施設整備について、調査研究を進めてまいります。

再生可能エネルギーにつきましては、民間事業者において、森林資源の循環にもつながる木質ペレットを燃料とした、木質バイオマス発電施設が検討されております。風力や太陽光、海洋エネルギーなどとあわせて、環境負荷の低減、エネルギーの島内循環・自立促進に対する取り組みとして推進してまいります。

次に、「自然環境の保全」についてであります。

「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」に認定された自然環境の保全を図るとともに、町民一人ひとりが環境への意識を高めることが求められています。

ジオパーク推進協議会などと連携し、様々な機会を通して啓発活動を行いながら、引き続き、海岸漂着ごみ対策や不法投棄防止対策など、自然環境の保護へ向けた取り組みを進めてまいります。

また、「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト」を活用し、計画的に自然公園の整備や維持管理を実施してまいります。

第三点目は「訪れて良かった」（思い出を持ち帰れるまち）についてでございます。

はじめに、「離島交通の充実」についてであります。

隠岐航路の安定運航、空路における航空機の利用促進など、町民の皆様や本町を訪れる方にとって、快適で利便性の高い交通網の整備に努めてまいります。

有人国境離島法に基づく運賃低廉化事業を継続するとともに、本土から来島される方々や物資輸送、車両航送料金などに対しても、運賃低廉化事業が適用されるよう、島根県や他の有人国境離島などと連携し、国への要望活動を展開してまいります。

航空路の利用促進につきましては、現在ターミナルビルの拡張工事が実施されております「隠岐世界ジオパーク空港」の、さらなる利便性向上に向けて、「隠岐空港利用促進協議会」を中心として、安定した定期航空路の確保とチャーター便の運航による誘客を目指し、積極的に取り組んでまいります。

次に、「魅力ある観光地づくり」についてであります。

本年春にグランドオープンします「隠岐ジオゲートウェイ」を新たな中核拠点として、来

訪者に島の玄関口で、その魅力を的確に情報発信してまいります。本町らしい「アウトドア・アクティビティ」や「民謡」「牛突き」、また、四季を通じて「旬の食」を楽しんでいただくなど、独自の歴史や固有のあらゆる文化を、個性的な観光素材として活かしながら、最大の魅力である人との交流をうまく関連づけ、誘客につなげてまいります。

また、町内の受け入れ態勢づくりについてであります。町有の宿泊施設はもとより、民間の宿泊施設の老朽化に伴う施設改修、また、経営者の高齢化や事業承継問題など、町内事業者の環境改善に向けて取り組んでまいります。常に先を見越して、幅広い世代のお客様に、本町らしい質の高いサービスを継続して提供できるよう、官民が連携して進めてまいります。

西郷港周辺エリアの整備につきましては、本年度、「西郷港玄関口まちづくり計画」において、ターミナルエリア整備を核とした方針を定めました。今後は、この整備方針に基づきまして、町民の皆様や関係団体の方々との話し合いを行いながら、ターミナルエリアの具体的なデザインの策定に向けて、積極的に取り組んでまいります。

隠岐の島町全体の活性化に向けて、町の玄関口にふさわしいにぎわいの空間づくりを推進してまいります。

最後に、この他重点的な取り組みについてご説明申し上げます。

はじめに、「竹島の領有権確立」についてであります。

国におきましては、内閣官房の領土・主権対策企画調整室が中心となり、国民世論への啓発や国際社会への情報発信などに努め、「領土・主権展示館」での資料展示や調査事業など、本格的に取り組みを進めております。その一例といたしまして、昨年11月には、領土・主権展示館主催の「地方巡回展 in 松江」が開催されております。

本町におきましても、国の資料展示や調査事業に協力しており、また、島根県などと合同で竹島の調査研究を進め、貴重な資料の保存活用の取り組みを強化してまいります。

今後も、竹島の領有権の早期確立に向けた取り組みを進めていくために、町議会、島根県及び竹島領土権確立隠岐期成同盟会などと連携し、国や関係機関に対し、その責務において、竹島漁撈歴史記念館（仮称）の建設や、隠岐島周辺海域の保安体制の充実強化を図ることを強く訴えてまいります。

次に、「協働によるまちづくり」についてであります。

「住んで良かった」と、町民一人ひとりが実感できる“まちづくり”を進めていくために、町民の皆様にご協力いただき、町民の皆様と行政がともに手を携え、様々な地域課題の解決を目指す「協働のまちづくり」を進めていくことが益々重要となっております。

このため、本町の「まちづくり基本条例」に基づき、積極的な情報公開に努めますとともに、町民の方々の行政への参画の機会を増やすなど、「協働のまちづくり」のさらなる充実に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、「時代にあった行政サービスの提供」についてであります。

近年、行政を取り巻く環境や住民意識の変化により、行政の果たすべき役割や行政へのニーズは複雑多様化してきています。

こうしたことに対応していくために、組織や事務事業の見直し、人材育成による職員の資質向上、ICTの導入などによる業務の効率化を図りながら、行政サービスの向上に努めてまいります。

新年度では、子育て支援や高齢期における健康に係る施策に対して、より効率的かつ機能的に対応していけるよう、保健課と福祉課を改編し、新たに保健福祉課を設置いたします。

最後に、「財政の健全化」に向けた取り組みについてであります。

本町は、緊張感のある財政運営により、財政指標は改善し、一定の基金の造成もできたところであります。

平成29年度以降実施しております大規模事業や、地方創生を推進するための重点施策の取り組みは、今後の財政指標に若干影響する見込みであり、厳しい財政運営が想定されるところでありますが、歳入・歳出のバランスをとりつつも、町の将来的な発展を図ることを目標に、事業に取り組んでまいります。

本町の新年度予算におきましては、一般会計の予算総額は172億3,000万円で、令和2年度と比較しますと11億8,000万円6.4%の減となっております。

引き続き取り組む航路・航空路旅客運賃助成事業をはじめとする有人国境離島特措法に基づく各種事業のほか、新型コロナウイルス対策商工事業者支援事業、島後清掃センター基幹的設備改良事業、八田集合住宅整備事業、総合運動公園再編事業など、計画に沿った施策の取り組みを推進します。

持続可能な財政運営の確立のため、財政の健全化に向けた取り組みを進めながらも、財源の重点配分を行い、町の景気対策、活性化を視野に入れた予算編成としたところであります。

また、自主財源の柱である町税などの収納率の向上につきましては、税負担の公平性を確保するために、引き続き財産差押えなどの滞納整理に厳正に取り組んでまいります。

島根県との相互併任制度を活用し、共同で滞納整理を実施するなど、徴収体制の強化を図るとともに、滞納整理の専門性や意識を高める研修を充実し、人材育成にも力を入れてまい

ります。

さらに、町有施設の適正管理につきましては、「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の状況を把握し、長期的な視点をもって、施設の適正量の検討や、長寿命化などを計画的に進めてまいります。

新年度では、観光施設の長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストの低減に努めます。

また、老朽化した旧町民体育館の解体撤去など、不要な施設の廃止・譲渡に向けた取り組みも推進してまいります。

以上、新年度の町政運営の基本的な考え方、重要課題に対する取り組みについてご説明いたしました。議員各位をはじめ町民の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（米澤壽重）

以上で、「町長の施政方針」を終わります。

ただ今から、10時45分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時31分 ）

○議長（米澤壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時45分 ）

日 程 第 6. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第4号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第10号）」から諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの41件を一括して上程いたします。

日 程 第 7. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました41件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長池田高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第4号から議第6号までの3件につきましては、令和2年度一般会計及び特

別会計の補正予算に関する議案であります。

まず、議第4号の「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算（第10号）」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は7億5,220万6,000円の減額でありまして、補正後の予算額を215億828万円2,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業、道路維持管理事業、隠岐観光協会補助金など増額となったものもございますが、災害復旧事業、観光施設管理運営事業、一般廃棄物処理施設整備事業、海上交通維持管理事業の減額をはじめ、全体では各事業費の確定及び実績見込みにより減額補正となったところであります。

また、繰越明許費は「第2表繰越明許費補正」のとおり、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」から、「公立学校施設災害復旧事業(補助)」までの20件におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要性が生じたので、計上いたしております。

併せまして、「第3表債務負担行為補正」及び「第4表地方債補正」を行うものであります。

次に、議第5号の「令和2年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)」についてであります。歳入歳出予算の補正は財源組み替えでありまして、補正の主な内容は、実績見込みによる一般会計繰入金及び保険税の増額並びに財政調整基金繰入金の減額であります。

また、繰越明許費は「第2表繰越明許費補正」のとおり、「一般管理運営事務」におきまして、翌年度に繰り越して実施する必要性が生じたので、計上いたしております。

次に、議第6号の「令和2年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は6,430万円の減額でありまして、補正後の予算額を20億182万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、総務管理費及び施設整備費を減額するものであります。

繰越明許費は「第2表繰越明許費」のとおり、五箇地区公共下水道整備事業において翌年度に繰り越して実施する必要性が生じたので、計上いたしております。

続きまして、議第7号から議第22号までの16件につきましては、条例の一部改正、制定及び廃止に関する議案であります。

まず、議第7号の「隠岐の島町行政組織条例の一部を改正する条例」についてであります。多様化する行政ニーズに対して、効率的かつ機能的に対応していくため、新たに設置する保健福祉課をはじめとする行政組織機構の改編を行うものであります。

次に、議第 8 号の「隠岐の島町地域自立支援協議会条例の一部を改正する条例」、議第 9 号の「隠岐の島町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例」及び議第 10 号の「隠岐の島町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例」についてであります。令和 3 年 4 月 1 日施行の組織改編に伴い、関係条例を一部改正するものであります。

次に、議第 11 号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてであります。平成 30 年度及び令和 2 年度税制改正に基づき、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 12 号の「隠岐の島町漁港設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。国の模範漁港管理規定例が改訂されたことから、占用期間の上限を 10 年に改めるものであります。

次に、議第 13 号の「隠岐ポートプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。隠岐ポートプラザに設置していましたが、隠岐自然館を、隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設へ移転することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 14 号の「隠岐の島町地区集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。昨年 8 月の豪雨災害により被災し、取り壊しを行った船原集会所を削除するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 15 号の「隠岐の島町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてであります。公営住宅の建替事業により新築住宅 4 戸の条例記載及び既存住宅 4 戸の用途を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 16 号の「隠岐の島町国民保養センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。老朽化に伴い使用できなくなったログハウスを取り壊しましたので、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 17 号の「隠岐の島町佐々木家住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。入館者の増加につながるよう利用しやすい料金設定とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 18 号の「隠岐の島町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」についてであります。地方自治法の一部改正を踏まえ、町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、議第 19 号の「隠岐の島町大久交流センター設置及び管理条例」についてであります。地域の交流拠点施設及び緊急避難施設として大久交流センターを設置し、適正な管理を

行うために定めるものであります。

次に、議第 20 号の「隠岐の島町文化財保護基金条例を廃止する条例」、議第 21 号の「隠岐の島町地域福祉基金条例を廃止する条例」及び議第 22 号の「隠岐の島町へき地診療事業基金条例を廃止する条例」につきましては、基金の設置が所期の目的を達成し、令和 2 年度に残高を取り崩すため、同基金条例を廃止するものであります。

続きまして、議第 23 号の「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」であります。事業の財源に過疎対策事業債を充当するため、過疎地域自立促進計画に掲げる事業を追加する必要が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項により準用する同条第 1 項の規定により、議決を求めるものであります。

追加する事業は、産業の振興に区分される「国庫土地改良事業」から、集落の整備に区分される「旧県職員住宅整備事業」までの 5 件であります。

次に、議第 24 号の「辺地に係る総合整備計画の一部変更について」であります。事業の財源に辺地対策事業債を充当するため、隠岐の島町辺地に係る総合整備計画において、整備計画に掲げる事業を追加する必要が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項により準用する同条第 1 項の規定により、議決を求めるものであります。

追加する事業は、交通・通信体系の整備に区分される「西郷 3 号線改良事業」から産業の振興に区分される「ホテル MIYABI 改修事業」までの 8 件であります。

次に、議第 25 号の「町道路線の認定、変更及び廃止について」であります。県工事の実施に伴いまして、町道 4 路線について、新たに認定、起終点の変更及び廃止する必要が生じたので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 26 号から議第 28 号までの 3 件につきましては、工事請負変更契約の締結についてであります。

まず、議第 26 号の「工事請負変更契約の締結について〔島後清掃センターごみ受入設備建築工事〕」についてであります。新型コロナウイルス感染防止対策を実施したこと及び、地盤改良工事で、想定していたより地盤が軟弱であったため、柱状改良セメント数量を増やす必要が生じたので、工期の延長と工事費を増額する工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 27 号の「工事請負変更契約の締結について〔林道南谷線大山橋橋梁 2 期工事〕」であります。現地精査による排水柵の追加など、実績に基づく数量での変更が必要なこと

から、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 28 号の「工事請負変更契約の締結について〔あいらんどパークホテル屋根・外壁他改修工事〕」であります。外壁改修に伴い、一部外壁材を撤去した際、下地や柱の損傷箇所が複数見つかри、補強工事を追加する必要が生じたので、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

続きまして、議第 29 号から議第 41 号までの 13 件につきましては、一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の令和 3 年度当初予算についてであります。

まず、議第 29 号の「令和 3 年度隠岐の島町一般会計予算」についてご説明いたします。

新年度の予算編成につきましては、持続可能な財政運営の確立のため、引き続き財政健全化に向けた取り組みを進めながら、財源の重点配分を行い、町の景気対策、活性化を視野に入れた取り組みを実施するため、当初予算額を歳入歳出それぞれ 172 億 3,000 万円としております。

前年度比較で 11 億 8,000 万円、6.4%の減となっております。

歳出予算の概要でございますが、引き続き取り組みます航路・航空路旅客運賃助成事業をはじめとする有人国境離島特措法に基づく各種事業のほか、新型コロナウイルス対策商工事業者支援事業、島後清掃センター基幹的設備改良事業、八田集合住宅整備事業、総合運動公園再編事業などの予算を計上しております。

続きまして歳入予算の概要であります。町税につきましては、町民税、固定資産税、たばこ税は減額、軽自動車税は増額となっており、税込全体では 3.4%の減となっております。

地方交付税につきましては、普通交付税においては 0.4%の減、特別交付税では 1.9%の減を見込み、交付税全体では 0.6%の減として計上しております。

また、財源不足への対応として財政調整基金、減債基金からの繰入金を予定しております。

「債務負担行為」につきましては、複数年の工期となる事業について債務負担の期間、限度額を定めるものであります。

また、「地方債」は起債の目的、及び借入限度額を定めるものであります。

そのほか、一時借入金の借入最高額を 30 億円とし、歳出予算の流用の範囲を定める予算を提案するものであります。

次に、議第 30 号の「令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 19 億 5,520 万円としております。

予算総額は、前年度比で 2.8%の減となっております。この主な要因は、保険給付費及び

県への納付金の減額であります。

歳出予算の主なものは、保険給付費、県への納付金、保健事業費、診療所繰入金等であり
ます。

歳入予算では国民健康保険税、県支出金及び繰入金等を計上しております。

次に、議第 31 号の「令和 3 年隠岐の島町度国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計
予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 9,550 万円としております。

予算総額は、前年度比で 2.6% 増となっております。この主な要因は、医療機器購入費の
増であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費等であります。

歳入予算では、診療収入、県補助金、病院事業債、繰入金等を計上しております。

また、「地方債」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 32 号の「令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計
予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 2,910 万円としており
ます。

予算総額は、前年度比で 5.5% の増となっております。この主な要因は、医療機器購入費
の増であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費等であります。ま
た、診療所及び医師住宅の下水道接続工事費を計上しております。

歳入予算では、診療収入、県補助金、病院事業債、繰入金等を計上しております。

また、「地方債」は起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 33 号の「令和 3 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計
予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 2,230 万円としており
ます。

予算総額は、前年度比で 1.5% の減となっております。この主な要因は、医療機器購入費
の減であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の人件費、施設運営費、医薬材料費、医療機器購入費
等であります。

歳入予算では、診療収入、県補助金、病院事業債、繰入金等を計上しております。

また、「地方債」は起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 34 号の「令和 3 年度隠岐の島町下水道事業特別会計予算」についてであります

が、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 14 億 6,030 万円としております。

予算総額は、前年度比で 29.8% の減となっております。この主な要因は、公共下水道整備費の減であります。

歳出予算の主なものは、総務費では 18 箇所の集合処理施設と個別処理施設である浄化槽 184 基の維持管理に要する経費であります。

施設整備では、西郷地区、五箇地区及び中村地区の管路布設工事費等を計上しております。

歳入予算では、下水道使用料、国・県補助金、繰入金、町債等を計上しております。

「債務負担行為」につきましては、ストックマネジメント計画策定業務の債務負担の限度額を定めるものであります。

「地方債」は、起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 35 号の「令和 3 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,430 万円としております。

予算総額は、前年度比で 20.9% の増となっております。この主な要因は、駐車場設置個所の増設に伴う指定管理料の増であります。

歳出予算の主なものは、第 1 駐車場、第 2 駐車場及び立体駐車場の管理運営費を計上しております。

歳入予算では、使用料を計上しております。

次に、議第 36 号の「令和 3 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,360 万円としております。

予算総額は、前年度比で 4% の増となっております。この主な要因は、人件費の増によるものであります。

歳出予算の主なものは、人件費及び事業運営費であります。

歳入予算では、事業収入及び一般会計繰入金を計上しております。

次に、議第 37 号の「令和 3 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3,850 万円としております。

予算総額は、前年度比で 1.9% の増となっております。この主な要因は、医療機器購入費の増であります。

歳出予算の主なものは、人件費負担金、施設運営費、医療用機器購入費、医薬材料費等があります。

歳入予算では、診療収入、県補助金、病院事業債、繰入金等を計上しております。

また、「地方債」は起債の目的などを定め、借入限度額を定めるものであります。

次に、議第 38 号の「令和 3 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 860 万円としております。

予算総額は、前年度比で 1.1%の減となっております。この主な要因は、診療収入及び医薬材料費等の減であります。

歳出予算の主なものは、医師、職員の五箇診療所への人件費負担金、施設運営費及び医薬材料費、医療機器維持管理費等であります。

歳入予算では、診療収入、県補助金及び繰入金等を計上しております。

次に、議第 39 号の「令和 3 年度隠岐の島町中財産区特別会計予算」についてであります。歳入歳出の総額を、それぞれ 60 万円としております。

歳出予算の主なものは、管理会費及び財産管理費であります。

歳入予算では、土地貸付料等を計上しております。

次に、議第 40 号の「令和 3 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 億 2,000 万円としております。

予算総額は、前年度比で 4.5%の増となっております。この主な要因は、島根県後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものであります。

歳出予算の主なものは、島根県後期高齢者医療広域連合への納付金、保健事業費等であります。

歳入予算では、保険料、繰入金、保健事業受託費等を計上しております。

次に、議第 41 号の「令和 3 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」についてであります。第 2 条におきまして、企業活動の基本目標として業務の予定量を定めております。第 3 条では、経営活動に伴う取引により発生が予定されるすべての収益 6 億 2,002 万 9,000 円と、それに対応する費用 5 億 7,854 万 1,000 円を計上しております。

第 4 条では、設備更新等の建設改良費用及び、現有施設の建設に要した企業債元金償還金など 5 億 7,388 万 4,000 円を計上しております。第 5 条では、企業債の目的、限度額等を定め計上しております。第 6 条では、一時借入金の最高限度額を規定しております。第 7 条では、予算の執行にあたり、流用の制限が考慮されるべき項目を定めております。第 8 条では、一般会計からの補助金の趣旨を明示して計上し、第 9 条におきまして貯蔵品の購入に制限を設けております。

主な事業としては、油井浄水場電気設備更新工事、上里浄水場導水管布設工事、上里浄水

場膜ろ過設備更新工事及び下水道整備や国県町道の改良工事に伴う配水管移転補償費を計上しております。

続きまして、諮問第1号から諮問第3号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。本町の人権擁護委員10名のうち、3名が本年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに平田 芳春氏、室山 美恵子氏及び常平 広志氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、41件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤 壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

日 程 第 8. 補正予算案の詳細説明

「補正予算案の詳細説明」を行います。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 11時13分 ）

（ 全員協議会開会宣告 11時13分 ）

○議長（米澤 壽重）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 11時51分 ）

（ 本会議再開宣告 11時51分 ）

以上で、「補正予算案の詳細説明」を終わります。

ただ今から、休憩といたします。

午後の開始時間は、13時30分といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時51分 ）

○議長（米澤 壽重）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 13時30分 ）

（ 全員協議会開会宣告 13時30分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 13時39分)

(本会議再開宣告 13時39分)

日 程 第 9. 質 疑

「質疑」を行います。

町長提出議案の議第4号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第10号)」についてから、議第6号「令和2年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」までの補正予算関係3件について、質疑を行います。

はじめに、議第4号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第10号)」について行います。

補正予算説明資料「資料No.4」の11ページ、「歳出」から順次始めます。

それでは、11ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に進みます、12ページ。

(「なし」の声を確認)

13ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

14ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

15ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

16ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

17ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

18ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

19ページ、質疑はございませんか。

16番：福田 晃 議員

○16番(福田 晃)

ちょっと教えてください。

ワクチン接種の会場は、ほとんど集会所等で行っても無料と思いますが、「接種会場借上費 200 万円」というのは、どういう所を予定しておりますか。

○番外（ 保健課長 井 上 朋 張 ）

現在のところは、まだ調整中ございまして確定ではございませんが、町立の公共施設を予定しておりますが、そちらについても使用料というのがございますので、交渉はいたしますが、基本的に掛かる経費を今のところ予算として計上しているところでございます

○16番（ 福 田 晃 ）

例えば、集会所等、町が使うだったら無料ですが、そういう所にもお金を払うという考え方ですか。

○番外（ 保健課長 井 上 朋 張 ）

基本的に料金が設定されている所について、予算で計上しているということでございますので、無料になるという可能性もあるということで、このように認識しております。

○16番（ 福 田 晃 ）

分かりました。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

19 ページで、他に質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、20 ページ、質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

21 ページ、質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

22 ページ、質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

23 ページ、質疑はございませんか。

12 番：高宮 陽一 議員

○12番（ 高 宮 陽 一 ）

済んだことですが、「買い物不便対策枠 1 件」とあって、補正後のところでは 0（ゼロ）となっているが、これはどういうことですか。

○番外（ 商工観光課長 鳥 井 登 ）

これは、どちらかといいますと郡部の方の商店をお助けするという目的のものでございまして、ネーミングは「買い物不便対策」となっておりますが、例えば、いろんな商店の備品の更新とか、そういったことで地域商店を支えようという趣旨のものでございまして、準備しておりましたが、今年度につきましては利用したいという申し込みがございませんでしたので、この度減額するというものでございます。

○12番（高宮陽一）

分かりました。そうすれば、「枠1件⇒0件」とすれば、こういう質問はせんですむと。

○議長（米澤壽重）

23 ページで、他に質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

24 ページ、質疑はございませんか。

12 番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮陽一）

「プレミアム付き商品券」の件ですが、事務手数料の増ということですが、多分、これは郵券代が増えたのではという私の想像ですが、というのは、これも済んだことですので、どうのこうの言いたくはないですが、申し込みをする時に一家族で申し込んだと、それにも関わらず、例えばうちの場合、3 人で私の名前で申し込んだら、それぞれ個別に結果が届きました。64 円で済むものが、64 円×3 ということです。なぜ、世帯で申し込みをさせておいて個々に通知をしなくてはならなかったか。そういうことをするから、多分、事務手数料が増えたのではないかと思うわけですから、そこら辺りは商工会と、どういう話しをしていたのか。

○番外（商工観光課長 鳥井 登）

仕組みにつきましては、議員仰せのとおりでございます。詳細を「資料No.8」の7 ページに付けておりますので、その表をご欄いただきましたら詳細内訳が確認していただけるのですが、やり方につきましては、今、議員がおっしゃられたとおりのやり方になっております。

応募する時は、一つの世帯家族で3 人なり4 人分を資料に書いて申し込みをするようになっております。それを受け取った後に、個人にバラバラに分解をしまして、一覧の表に並べた中でランダムに機械的に抽選をするという手法を講じています。結局、その流れで、当選後、若しくは落選した方も含めてハガキで個々に通知をしたというのが現状でございまして、確かに当落が分かった後に住所を見れば、同じ住所に住んでいると確認ができますので、議

員おっしゃられるとおりに、そこは集約して行えば郵券代の減額にはなったのではないかなという風に、今、感じております。

また、この後、商工会の方とも「事業総括」を行いますので、その中でこういった声もあったということは、真摯に受け止めさせていただきまして、総括の話し合いの中で意見してまいりたいと思います。

○12番（高宮陽一）

「掛かった費用は役場がみてごす。」ということで安易に。平等な抽選をするためにはランダムにバラバラにする必要がある。でも、終わればそれは分かるわけですから、まとめて「通知」するぐらいの努力はしてもらわないと。自分のところのお金だったら、後120円は支払うのですよ、商工会も。これは「役場から事務費が出るけん。」と思いますが、そこら辺りも皆さんの大事な税金を使ってやるわけですので、「ただ、やればいい」というものじゃなしに、十分に商工会の方へ叱咤激励と言いますか、そう言ったことしておいていただきたいなと思います。終わります。

○議長（米澤壽重）

24ページで、他に質疑はございませんか。

1番：大江寿議員

○1番（大江寿）

「新）隠岐地域共通クーポン」の件ですが、例えば1人が1泊でワンセットというのは分かるのですが、例えば泊数によって一回一回ワンセットいけるのか、そうなると仕事に来ている人とかは1か月も泊まっていたら15万円ぐらいになってしまいますよ。その辺の「きまり」とかありますか。

例えば、「GoTo」だったら7泊以上は対象外になったり、後から決まったりして、混乱を起ささないためにも、今のうちからはっきりさせておいていたほうが良いという気がしますが。

○番外（商工観光課長 鳥井 登）

今の件は、事前の議論の中にもありまして、「5泊までならいいか、4泊ならいいか」というようなことも、お金の計算もしながら、また事務が後スムーズに出来るか否か、ということも含めて検討しまして、一応、1泊分だけという考え方にしております。ただし、宿が変わった場合には、また次の宿で1泊分いただける。例えば、島前で1泊・島後で1泊、また島後の中でも違う宿で1泊という場合には、それぞれの1泊分はお出しすると、基本的にはそういう考え方でいます。

この後、要項等の詳細を詰めてまいりますので、そういった中でこういったご意見もあったということは、申し述べてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○1番（大江 寿）

分かりました。

○議長（米澤 壽重）

他に、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

25 ページで、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

26 ページで、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

27 ページで、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

28 ページで、質疑はございませんか。

（「なし」の声を確認）

29 ページで、質疑はございませんか。

12 番：高宮 陽一 議員

○12番（高宮 陽一）

「西町防災広場兼交流広場用地費」の件ですが、先ほど実績によるということですが、これは用地が少なくすんだのか、単価が安くてすんだのか、そこら辺りの減額となった理由を聞きたい。

○番外（都市計画推進室長 石田 傑）

用地につきましては、予算化した段階では、町の方が「防災広場」として活用するという用途は決まっていたのですが、面積として必要な部分が交渉の中でまだ決まっておらなかった。今年度の中で、地権者の方と交渉する中で、用地部分の確定で用地面積が確定しまして、そしてそこに空家の建物も建っておりましたので、その建物の除却をする部分の費用も交渉の中で価格から差し引いて取得するというところで決定した結果、減額となったものです。以上です。

○12番（高宮 陽一）

ということは、計画をしていた面積という部分は確保できたと。後の交渉の中でいろいろ

やり取りがあつて、こういった減額になったと。そのように理解をすればよろしいですか。

○番外（ 都市計画推進室長 石田 傑 ）

そのとおりでございます。

○議長（ 米澤 壽重 ）

他に、質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

30 ページで、質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

31 ページで、質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

32 ページで、質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

33 ページで、質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「歳出」の最後 34 ページ、質疑はございませんか。

2 番：村上 謙武 議員

○2番（ 村上 謙武 ）

基金積立金「ふるさと隠岐の島応援基金費」、補正後の額が 2,828 万円なんですが、この内訳のところでは 2,827 万 5,000 円となっていて 5,000 円少ない、僅かな金額だが補正後の金額が一致しないのは、どういう理由か。

○番外（ 財政課長 石田 寛弥 ）

5,000 円の差額でございますが、今回補正する額は 827 万 5,000 円でございます。補正後の金額 2,827 万 5,000 円と。寄付金の額となるところですが、寄付金は通帳の方で管理をされておりまして年間の利息が付くわけでございます。それを 5,000 円と見越しておりまして、予算減額が 2,000 万 5,000 円と今回の 827 万 5,000 円の積み立てで、2,828 万円と予算減額はなるわけです。

○議長（ 米澤 壽重 ）

他に、質疑はございませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

次に、「歳入」について、5 ページから行います。

それでは、5 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に進みます、6 ページ。

(「なし」の声を確認)

7 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

8 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

9 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

最後に 10 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 5 号「令和 2 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 4 号)」
について、36 ページから行います。

36 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

37 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

次に、議第 6 号「令和 2 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)」について、
39 ページから行います。

39 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

40 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

41 ページ、質疑はございませんか。

(「なし」の声を確認)

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 1 3 時 5 8 分)

(全員協議会開会宣告 1 3 時 5 8 分)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(全員協議会閉会宣告 14時10分)

(本会議再開宣告 14時10分)

日 程 第 10. 討 論

「討論」を行います。

町長提出議案の議第4号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第10号)」から、議第6号「令和2年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」までの補正予算関係3件について、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声を確認)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 11. 採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

はじめに、町長提出議案の議第4号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第10号)」について採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第4号は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第5号「令和2年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)」及び、議第6号「令和2年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」の2件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第5号及び議第6号の2件については、原案のとおり「可決」されました。
以上で、「採決」を終わります。

日 程 第 12. 休会について

「休会について」を議題といたします。

お諮りします。

明日3月4日から8日まで、全員協議会及び委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、3月9日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

(散 会 宣 告 14時12分)

以 下 余 白